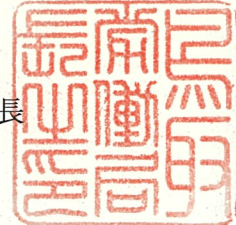




鳥労発基 0207 第 1 号
令和 2 年 2 月 7 日

労働災害防止団体の長 殿

鳥取労働局長



職場における死亡災害撲滅に向けた要請

平素より、労働災害防止対策の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、表題の件につきましては、昨年 8 月に鳥取県内での死亡災害が 4 件となった際に要請させていただきましたが、昨日、鳥取市佐治町の建設工事現場において、令和 2 年 1 件目の死亡災害が発生しました。

災害の詳細については、現在、調査中ですが、昨年からの建設機械やフォークリフトなどの重機等の転倒・転落による死亡災害、あるいは一歩間違えば死亡につながったと思われる労働災害が頻発しており、当局では、死亡災害の増加を非常に懸念しております。

労働災害は本来あってはならないことは当然のことであり、特に、死亡災害は絶対にあってはなりません。そのためには、不断の取組が必要であります。それぞれの事業場において、安全衛生活動の総点検を実施するなどにより、安全衛生管理体制を充実させ、労使が一体となって実効ある労働災害防止活動に取り組むことが重要です。

つきましては、貴団体傘下の事業場に対しまして、下記事項のほか、各事業場の状況に応じた、効果的な労働災害防止対策の徹底が図られますよう、ご指導いただきたく、要請いたします。

記

- 1 経営トップの参加の下に安全衛生パトロールを実施するなど、職場における安全衛生管理活動の総点検を実施すること。
- 2 安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者等にその職務を確実に実施させるなど、事業場の安全衛生管理活動を積極的に行うこと。
- 3 雇入れ時教育（外国人労働者への母国語等を用いた安全衛生教育を含む）・配置転換時の教育など安全衛生教育を効果的に実施すること。